

京都市北部クリーンセンター関連施設（通称：やまごえ温水プール） 自動販売機設置事業者募集仕様書

1 設置目的

施設利用者のサービス向上の観点からアイスクリーム類及び氷菓の自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 設置場所、上限寸法、最低貸付料（別紙1参照）

設置場所	台数	上限寸法（幅×奥行×高さ）	最低貸付料（円） （貸付期間総額）
玄関前風防室	1 台	W1100×D790×H2100	3 9, 4 3 4

(2) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

アイスクリーム類及び氷菓とします。

イ 販売価格

設置事業者が定めた価格とします。

(3) 設置機種等

ア 基本事項

自動販売機に投入する商品については、種類に偏りがないようにしてください。

イ 環境対策

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した自動販売機としてください。

ウ 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に対し、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(4) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り建物に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者が負担してください。

(5) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は満杯にならないように適切に回収してください。

ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、事前に協会と協議のうえ、設置してください。

(6) 維持管理

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置及び検針、メニューチェンジ、空容器の回収、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業

務を行ってください。

イ 各種作業時間等

作業内容及び作業時間等については、協会と事前協議し、承諾を得てください。作業については、施設利用者に迷惑を掛けることがないように十分に注意して行ってください。

(7) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については全て設置事業者の責任において対応してください。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、あらかじめ協会に申し出たうえで、承諾を得てください。

(10) 実績報告

運用開始後、前月分の実績を当月 10 日までに所定の書類で報告してください。

3 応募資格要件

次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

(1) アイスクリーム類及び氷菓自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について 3 年以上の実績を有していること

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

(4) 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

(5) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと

ア 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき

イ 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき

ウ 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき

エ 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与しているとき

(注) 自己を証明する書類

申込に当たって、以下の書類を提出してください（ただし、下記の「※自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）。

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<申込者又は応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの免許、許可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出が免除される方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 同一年度において、同一業者から複数回の申請等を受け付ける場合、2回目以降の申請等
- 4 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 5 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を提出してください。

4 募集条件等

（1）貸付期間

設置事業者に対する貸付期間は、令和8年1月6日から令和8年12月27日までの期間とします。

貸付期間の更新はいたしません。

また、納入いただいた貸付料の返金等はいりません。

（2）貸付料

ア 応募価格（提案貸付料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案貸付料）として、令和8年1月6日から令和8年12月27日までの貸付料を記入してください。

イ 貸付料の納入

協会が指定する期日までに、協会が指定する金融機関の口座に当該年度分の使用料全額を振込んでください。振込手数料は設置事業者の負担とします。

指定する期日までに貸付料が納入されない場合は、貸付けを取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は、設置事

業者の負担となります。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は、設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とします。

(イ) 電気使用量については、設置時点、各月末及び設置期間の末日において検針した電力量を本市に報告してください。

(ウ) 電気料金は、四半期ごとに協会が発行する請求書に基づき、指定する期限内に納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、貸付料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続等

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月12日（金）まで（必着）

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課内

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会事務局

（担当 横川、市場） あて

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

受付期間中に不着のときは、応募がなかったものとみなします。

イ 持参による場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月12日（金）まで

【午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで】

※受付は平日のみ

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課内
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会事務局
(担当 横川、市場) まで

(2) 必要書類 (各1部ずつ)

ア 京都市北部クリーンセンター関連施設 (通称: やまごえ温水プール) 自動販売機設置事業者応募申込書 **様式1**

イ 販売予定品目

ウ アイスcream類及び氷菓の設置業務 (設置事業者自らが管理・運営するものに限る。) について、3年以上の実績を有していることを証明する書類

エ 自己を証明する書類

オ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

※ イ、ウ、オについては任意の様式で提出してください。

(3) その他

ア 上記以外による受付 (電話、電子メール、ファックス等) は一切行いません。

イ 受付期間外は一切受け付けません。

ウ 使用する通貨単位は、日本国通貨 (「円」) に限ります。

エ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字 (0、1、2、3・・・) を右詰めで記載し、頭部に「¥」を記入してください。

オ 書類の記入は、油性ボールペン又は万年筆で行ってください。

カ 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい応募申込書に記載してください。

キ 提出された書類の返却は、一切行いません。

ク 応募申込書は、施設管理課ホームページからダウンロードできます。

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書**様式2**にその内容を記入のうえ、持参してください。

(1) 質問書受付期間 (持参のみ)

令和7年11月28日 (金) から令和7年12月3日 (水) まで 【受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時まで】

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課内
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会事務局
(担当 横川、市場) あて

(3) 質問に対する回答

質問受付期間の末日の翌日から起算して3営業日以内に施設管理課ホームページに掲載して回答します。

なお、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしません。

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には、一切応じられません。

イ 応募状況、審査等に関する問合せには、一切応じられません。

ウ 質問書の様式は、京都市情報館内の施設管理課ホームページからダウンロードできます。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案貸付料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低貸付料以上で、最高金額を提示した応募者を設置事業者とします。

イ 最高金額で同額の応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定します。

(2) 決定予定日

令和7年12月19日（金）

(3) 決定後の通知及び公表

決定後、速やかに各応募者へ選定結果を通知します。

また、施設管理課ホームページにおいて、決定された設置事業者が、法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の記名押印がないもの

ウ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの

エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

オ 応募価格（提案貸付料）及び応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの又は漏れているもの

カ 訂正、削除及び挿入等があるもの（訂正があっても無効とします。）

キ 設置事業者の決定に関し、不正な行為を行ったもの

ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

8 設置事業者に決定後の手続

設置事業者に決定した方は、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証明する書類を提出してください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに市有財産借受の手続に応じなかったとき

(2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなったとき

(3) その他、協会が設置事業者として不適当と認めたとき

10 その他

(1) 募集条件等、応募、質問及び手続に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

(2) 北部クリーンセンター関連施設（通称：やまごえ温水プール）の利用者数は別紙2のとおりです。

なお、利用者数は参考であり、記載された利用者数を保証するものではありません。

(3) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取り消したうえで、順次、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とする又は再公募を行います。

【問合せ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課内

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会事務局（担当 横川、市場）

電話：(075) 222-3964

HPアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

自動販売機配置図

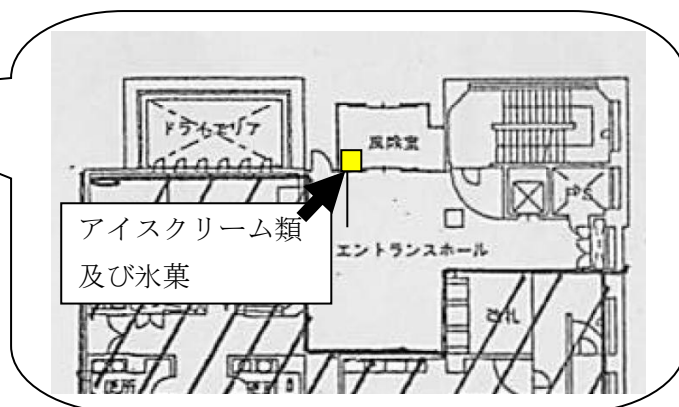
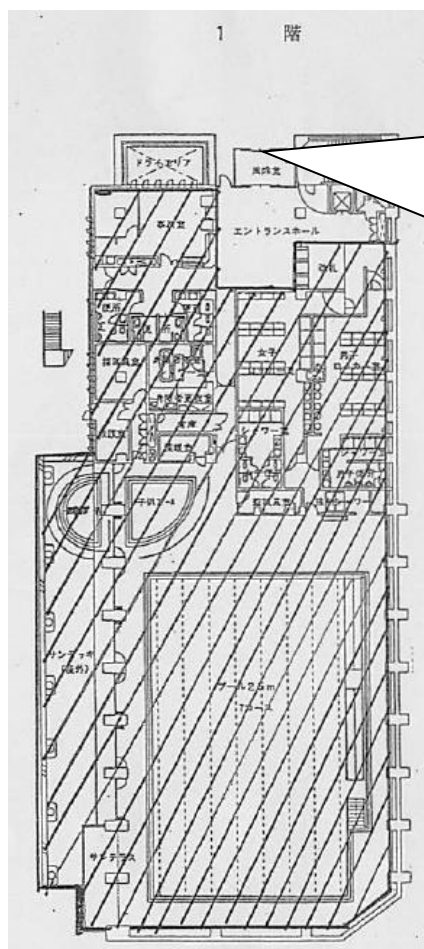
北部クリーンセンター関連施設（通称：やまごえ温水プール）

所在地 右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1

○位置図



○正面玄関



施設利用者数

京都市北部クリーンセンター関連施設（通称：やまごえ温水プール）利用者数実績

月	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度 (10月まで)	
	来場者数（人）	営業日数（日）	来場者数（人）	営業日数（日）	来場者数（人）	営業日数（日）
4 月	3,232	26	3,618	25	3,461	26
5 月	3,320	26	3,686	27	3,947	27
6 月	4,138	26	5,429	26	5,243	25
7 月	6,794	26	6,956	26	7,058	27
8 月	5,930	27	6,853	27	7,078	27
9 月	4,696	26	5,011	25	4,668	25
10 月	3,055	26	3,483	27	3,333	27
11 月	2,916	26	3,490	26		
12 月	2,475	23	2,587	23		
1 月	2,636	20	2,447	21		
2 月	2,552	19	2,165	18		
3 月	3,473	27	3,159	26		
合計	45,217	298	48,884	297	34,788	184